

建設業関係法令における旧姓併記について

建設業関係法令の規定に基づく申請等に係る「氏名」の記載については、申請者等が旧姓の記載を希望する場合は、旧姓を併記（『現姓〔旧姓〕 名前』）することができます。

事務手続上、現在旧姓の併記が可能である申請等は以下のとおりですが、順次追加される予定です。

○建設業関係法令における旧姓の併記が可能である申請等（令和8年3月31日）

※受理機関等の体制により、旧姓併記の可能となる時期が異なることがあります。詳細については、各受理機関等へお問い合わせください。

- ・技術検定に係る受検申請書、受検票及び合格証明書等
- ・監理技術者資格者証に係る申請書等
- ・登録技術試験実施機関、登録講習実施機関、指定試験機関及び指定資格者証交付機関に係る申請書等
- ・解体工事業の登録申請、対象建設工事の届出等
- ・解体工事業に係る登録講習及び登録試験実施機関の登録申請等
- ・浄化槽工事業に係る登録申請、届出等
- ・浄化槽設備士の指定試験機関に係る申請、報告
- ・建設工事紛争審査会に対する紛争処理の申請
- ・前払金保証事業に係る登録の申請